

「行政相談週間」と「行政相談所開設」のお知らせ

皆さんは、毎日の暮らしの中で、例えば道路、河川、登記、年金などの役所の仕事について、苦情がある、困っていることがある、こうしてほしい、苦情を申し出たが説明や措置に納得がいけない、どこに相談してよいか分からない、といったことはありませんか？

総務省の行政相談は、国の役所の仕事等について、苦情や要望を受け付け、必要に応じ公正・中立な立場から必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、皆様の声を行政運営の改善に役立てるものです。

総務省では、この行政相談について、皆様の理解を得るとともに、その利用を促進するため、毎年10月に「行政相談週間」を設けています。

今年の行政相談週間は、10月20日（月）から26日（日）までの一週間です。この週間行事の一環として、下記のとおり行政相談委員が行政相談所を開設します。相談は無料で秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

行政相談委員	場 所（電話）	日 時
植田 和良	三成中央公民館（54-1311）	公民館開館日 8：30～17：15
安部 純生	横田公民館（52-2022）	

※ご相談に来られる際は事前に公民館までお知らせください。

【お問い合わせ先】

総務省島根行政評価事務所 行政相談課 電話：0852-21-3630

JICA ボランティアを募集します

独立行政法人国際協力機構（JICA）では、開発途上国で現地の人々と共に生活しながら協力活動を展開していく海外でのボランティアを募集しています。

【募集ボランティア】

- ① 青年海外協力隊
満20歳～39歳
- ② シニア海外ボランティア
満40歳～69歳
- ※①②とも日本国籍を持つ方
- 【募集分野】
農林水産、商業・観光、保健・医療、社会福祉など計9分野
- 【派遣国】
アジア、アフリカ、中南米など

60～70か国

【派遣期間】

原則2年間（派遣前に訓練あり）

【募集期間】

10月1日～11月4日

（消印有効）

【お申込み・お問い合わせ先】

JICA 中国
（東広島市鏡山3-3-1）
☎082（421）6305

※実際に派遣された経験者による「体験談&説明会」が次のとおり開催されます。
10月4日（土）松江テルサ
（無料、予約不要、入退室自由）

労働に関するトラブル解決のお手伝い

「日曜労働相談会」を開催します

島根県労働委員会と島根労働局などの関係機関の共催により、「パワハラ」「突然解雇」「賃金不払」など、労働者と事業主との間のトラブルを解決するお手伝いをします。

【日時】

10月26日（日）10時～15時

【場所】

くまびきメッセ

（松江市学園南1-2-1）

※相談無料（秘密厳守）

※労働者、事業主どちらからの相談も受け付けます

※事前予約者優先ですが、当日受付もしますので、直接会場にお越しください。

【お問い合わせ先】

島根県労働委員会事務局
☎0852（22）5450

「一明るく働きやすい職場づくりに向けて」 職場の「パワーハラスメント」をなくそう



パワハラって何？

職場のパワーハラスメントとは、同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

※ 上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間などの様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

○職場のパワーハラスメントに当たりうる行為類型としては、以下のものが挙げられます。

- ① 身体的な攻撃：暴行・傷害
- ② 精神的な攻撃：脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言
- ③ 人間関係からの切り離し：隔離・仲間はずし・無視
- ④ 過大な要求：業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- ⑤ 過小な要求：業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
- ⑥ 個の侵害：私的なことに過度に立ち入ること

パワハラ？と思ったら

ご相談は松江地方務局出雲支局、またはお近くの人権擁護委員へどうぞ！

松江地方務局出雲支局・出雲人権擁護委員協議会
TEL：0853-20-7732

県民いきいき活動奨励賞候補団体募集

NPOや住民グループ、企業、青少年の団体等が、様々な分野で取り組む「県民いきいき活動」（営利を目的としない、不特定多数のもの利益のための自発的な活動）のうち、特に優れた活動を知事表彰します。

【募集部門】

- NPO・ボランティア部門
県内に主たる事務所を有する団体
- 企業部門
県内に本支店または営業所等を有する企業
- ユース部門
県内の高校生以上の年齢層の青少年の組織が取り組む活動

【表彰要件】

- ・先駆性および地域社会への貢献度が高く、その効果が現れている
- ・活動期間が、概ね5年以上（ユース部門は概ね3年以上）

【応募期限】

10月31日（金）当日消印有効
自薦・他薦を問いません

【応募先・お問い合わせ先】

県庁NPO活動推進室
☎0852（22）5096

10月は里親月間です 里親になりませんか

～子どもたちに家庭のぬくもりを～

さまざまな事情により家族と一緒に生活することが出来ない子どもたちがいます。里親とはこうした子どもたちを自分の家に迎え入れ、家庭的な環境の中で愛情を込めて養育してくださる方です。

～あなたにもできることがあります～

里親には、子どもが親と一緒に生活できるようになるまで養育する「養育里親」と養子縁組により養親となることを希望する「養子縁組里親」があります。

子どもが好きであり、愛情と熱意を持って、真心を込めて養育してくださる方を求めています。養育里親の場合は、長期の養育だけでなく、月に1～2回程度、主に土日や長期休み中に数日間といった短期間の家庭生活体験をさせてくださる方も求めています。

里親制度に関心のある方は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

出雲児童相談所・出雲地区里親会
電話：0853-21-0007